

薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号）による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	薩摩川内市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1：地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号）による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	27	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	53	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年薩摩川内市条例第69号）別表第1第4の項 薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号）による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第一条	薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号）第2条、第6条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを(住宅に困窮する低額所得者)に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、(国民生活の安定と社会福祉の増進)に寄与することを目的とする。	第2条 この条例において「一般住宅」とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に規定する公営住宅以外の住宅で、市が建設し、買取り又は借り上げたもの及びその附帯施設で、次に定めるところによる。（1）一般向住宅（地域に定住し就労する者等の生活安定及び地域の活性化を図る）ために設置した世帯向住宅及び単身向住宅をいう。（2）高齢者等向住宅 高齢者、寡婦、寡夫及び身体障害者等で特に（居住の安定を図る）必要がある者に対して設置した住宅をいう。（以下略） 第6条 一般住宅に入居することができる者は、次の条件を具備するものでなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた者は、この限りでない。（中略）（3）現に（住宅に困窮していることが明らかな者）であること。（以下略）
⑦独自利用事務の関連規範		薩摩川内市一般住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第284号） 薩摩川内市一般住宅条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第240号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項2号	薩摩川内市一般住宅条例第16条
事務の内容	公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による家賃の減免に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項2号 [△]	薩摩川内市一般住宅条例第16条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項3号	薩摩川内市一般住宅条例第16条
事務の内容	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による家賃の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項3号^	薩摩川内市一般住宅条例第16条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項2号	薩摩川内市一般住宅条例第18条第2項
事務の内容	公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による敷金の減免に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項2号^	薩摩川内市一般住宅条例第16条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項3号	薩摩川内市一般住宅条例第18条第2項

事務の内容	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による敷金の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務
-------	---	---

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項3号^	薩摩川内市一般住宅条例第 1 6 条第 1 号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号	薩摩川内市一般住宅条例第 7 条 薩摩川内市一般住宅条例施行規則第 3 条
事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による入居申込及びその決定に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号□	薩摩川内市一般住宅条例第6条第1号ウ
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める利用特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号^	薩摩川内市一般住宅条例施行規則第3条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号ト	薩摩川内市一般住宅条例第6条第 1 号ア、イ 薩摩川内市一般住宅条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項4号カ	薩摩川内市一般住宅条例第6条第 1 号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項5号	薩摩川内市一般住宅条例第13条 薩摩川内市一般住宅条例施行規則第8条
事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による同居の承認に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項5号ハ	薩摩川内市一般住宅条例施行規則第8条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項5号ト	薩摩川内市一般住宅条例施行規則第8条第1項
-------	----------------------	-----------------------

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項5号ホ	薩摩川内市一般住宅条例施行規則第8条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号	薩摩川内市一般住宅条例第14条 薩摩川内市一般住宅条例施行規則第10条
事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による入居者の地位の承継承認に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項6号ハ	薩摩川内市一般住宅条例施行規則第4条第2項、第10条第1項及び第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務8

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項10号	薩摩川内市一般住宅条例第33条第1項

事務の内容	公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務	薩摩川内市一般住宅条例による明渡し請求に係る事実についての審査に関する事務
-------	----------------------------	---------------------------------------

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令55条 項10号ト	薩摩川内市一般住宅条例第33条第 1 項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	住宅に困窮する低額所得者
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	2018年12月25日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	薩摩川内市一般住宅管理関係事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=&ev_name=薩摩川内市一般住宅管理関係事務&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=30&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=検索